

長 建 協 発 第 3 4 6 号
平成 2 8 年 1 1 月 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

長崎県建設工事標準請負契約書第 2 5 条第 5 項の適用について（改訂）

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県建設工事標準請負契約書（平成 1 6 年 2 月 1 0 日長崎県告示第 1 6 7 号）第 2 5 条第 5 項の規定（単品スライド条項）については、平成 2 1 年 3 月 2 日付け 2 0 建企第 7 8 9 号で、その適用が通知されていたところですが、今般、離島地域における資材価格の変動を考慮し、別添①「記」以下のとおり改訂する旨、県土木部長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。